

さいたま市手話言語条例 プロジェクトチーム

さいたま市聴覚障害者協会
さいたま市手話通訳問題研究会

埼玉県内の状況

1県48市町村(県全体76.2%)

2024年12月24日飯能市



【立法事実(条例の目的と手段を基礎付ける社会的な事実)について】

(1)手話の歴史的経緯について

- ・昭和40年 蛇の目寿司事件
 - 情報保障がない
 - 障害者の理解・啓発がない
- ・ろう教育
 - 日本語は学校で文法を学ぶのに対し、手話は学校で文法を学ぶ教育がない

(2)手話の現状について

○一般の市民は、きこえない人に対してのコミュニケーション方法知らない

→手話の代わりに、筆談で大丈夫という理解。

→きこえない人への理解や認識不足

→手話通訳を利用する際の誤解

(3)条例の必要性

ノーマライゼーション条例は福祉目的

例:外国人にはその人の言語に合わせ通訳対応する

→言語に対する理解が不足

きこえない人には、母語である言語の手話が必要
そのために手話言語条例が必要

→誰もがいつでもどこでも手話でコミュニケーションができ、安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域の実態に合った手話言語条例が必要です。

- 手話による共育、共生
きこえない人・きこえる人が互いの違いを認め、尊重しあい、誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現
- 手話言語を知る
手話言語のある共生社会
- デフリンピックを知る
きこえない人への理解促進
- 公的施設環境の向上
施設バリアフリーのきっかけ

(4) 条例素案骨子について

- ①定義について
 - ・手話通訳士等
 - (意見) 手話通訳者等
(手話通訳の役割を明確が必要)
- ②素案骨子
 - 第5条(市民等の役割)
 - 第7条の(5) 通訳は派遣
→派遣の区別が必要

(4) 条例素案骨子について(その他)

- ① 手話言語条例政策推進委員会(仮称)を開催
- ② 委員の選出の在り方
(学識経験者、きこえない団体の選出)
→ 条例を制定したあと、この要綱を入れるかが課題